

神社ですかお寺ですか 矢島勝昭

●「鬼子母神は神社ですかお寺ですか」。20年ほど前、参詣のご夫婦からこんな質問を受けてしどろもどろになった。「神」という字が付くから神社だろうか、いや法明寺持ちだからお寺だろうか、迷ったあげく「境内の武芳稲荷には鳥居があるが、これは鬼子母神のものではない。鬼子母神には鳥居が見えないからお寺でしょう」とお茶を濁した。

鳥居とは神社の入り口や参道に立てて神域を表す門であると咄嗟に閃いたからだったが申し訳ないことをした。昨年秋ある団体の案内をしていて、やはり同様の質問をうけ、結構同じ疑問を抱いている方々が居るものだと思います、次のように愚考をまとめてみた。

●むかし、雑司が谷の鎮守（その地域を鎮護する神）は御嶽権現（清立院内）だった。鬼子母神の社は初め1578年に旧稲荷の藪地を割いて建てられ、その後1666年（若葉抄）に新堂が建立されると、市中での評判もたかまって参詣人も増え、やがて鎮守は鬼子母神に取って代わられた。

●あとで分かったことだが、『江戸名所図会』や『武蔵国豊島郡雑司谷村絵図』等には、参道のケヤキ並木が左折する手前に明神形の一の鳥居、石仁王の前には二の鳥居が描かれている。また幕府に提出した『地誌御調書上』にも『大門』という字（あざな）は鎮守鬼子母神の『鳥居先』なのでそう呼ばれる」とある。鎮守の鬱蒼とした森には朱の鳥居が映える。おおらかな江戸の人々はインド産まれに、日本の鳥居が添えられていても違和感を持たなかったのだろう。「鳥居が無いからお寺でしょう」と言ったのは的外れだった。気をつけてみると、市販の地図にも正でなく鳥居印のものが書店にも並んでいた。

●地誌『櫛楓』（はじかえで）によると、1825年に『鬼子母神の御神体は日本武尊像と関係なきや』と言った人が居た。江戸幕府の学問所昌平黌に出役していた小笠原新次郎という人で、これは鎌倉時代に広く普及した「本地

垂迹」（ほんじすいじゃく＝神は仏の仮の姿）説に異を唱え、その逆の「迹高本下」を掲げた国学者の考えに影響されたものであろう。

●「鬼子母」はインドの夜叉だったが、改心して仏法守護の神となった。如来（仏陀）のまわりには求道者である菩薩、また、仏法守護者である天部・神將が控えている。鬼子母神は天部に属するという（大日本百科事典・小学館）。「日本民族が本来信仰する神々」と「仏」との同居を神仏混交というならそれには該当しない。鬼子母神は神と呼ばれるが、はるばるインドからわが国へやってきた神であるからだ。

●やがて惟神（かながら）の道に帰ろうという機運が高まって廃仏運動が起こり、明治の神仏分離令へ行き着く。法明寺でも鬼子母神をはじめ鷲明神・三十番神・稲荷明神が分離対象となった。しかし鬼子母神は仏法守護の神であり、また鷲明神その外も寺に属しているものであると存続を願い出た。結果は鬼子母神はお調べの上追って沙汰するが、とりあえず鳥居など神装品は早々に取り除くこと。鷲明神その外は神祇であり寺地に祀ることはならぬとの措置が下された（区史）。だが分離令もその後緩み、鬼子母神や武芳稲荷の措置はそのままとった。

●現在の解釈はいかがであろうか。広辞苑や大日本百科事典（小学館）を見ると『神社は皇室の祖先や高天原の神々、またこの国で生まれた国家功労者などを神として祀った社殿』とある。「など」の範囲は微妙だが、法明寺でも「神社」とは呼ばずに「鬼子母神堂」と呼んでいる。インド産まれである鬼子母神の社は、わが雑司が谷では「神社」と呼ぶのはいささかためらう。「鬼子母神堂」がいいのでは。以上が私がたどり着いた結論だった。

（訂正）前15号「池波正太郎『黒白』の中の雑司が谷」で、目白通りと不忍通りが分かるところを「豊島・新宿・文京の区境」と記したのは「雑司が谷・高田・小石川の境」の誤りでした。お詫びして訂正いたします。

●企画・発行

雑司が谷地区まちづくり協議会
池袋南地区まちづくりの会
豊島区都市整備部住環境整備課
☎直通3981-0489 / 森・西口・鳥居

●編集協力

株式会社 エコライン
☎5706-6031 / 小野
豊島区広報印刷物

ぞうじがや

まちづくり井戸第2号

柳の水完成

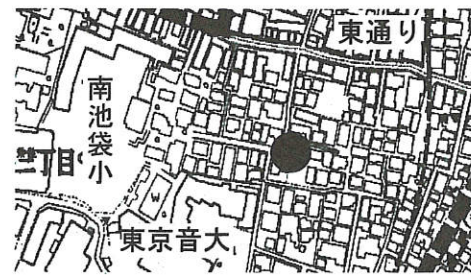
池袋南地区まちづくりの会では、地区内に災害時に利用できる水を確保するため、まちづくり井戸の整備を進めています。

このたび、所有者のご協力をいただき、南池袋三丁目に「柳の水」が完成しました。これは昨年度完成した「番神の水」に引き続き、地区内で2つめのまちづくり井戸として整備されたものです。道路に面した駐車場の一角にあった使われていなかった井戸を、道路際までに横引きし、誰でも自由に使えるようにしたものです。

井戸には鉄板製の高札をモチーフにした板が立てられ、そこにまちづくり井戸のシンボルサインが貼られています。

この井戸の水は、平常時には植木の水遣りや道路の散水などに利用することができます。災害時には、初期消火用水や生活用水として、また沸かせば飲料水としても利用することができます。井戸の水は使えば使うほどきれいになると言われています。この水をどんどん使っていただければと思います。

会では来年度以降も引き続きまちづくり井戸を整備していく予定です。皆さんのお近くで、整備できそうな井戸がありましたらお知らせください。



池袋南地区 まちづくり 委員募集

池袋南地区防災まちづくりの会では、3年の任期終了を受け、新たな委員を募集いたします。地区の防災やまちづくりについて一緒に考えてみたいという方は是非ご参加ください。活動は年10回程度を予定しています。

●申込先：豊島区住環境整備課
電話 3981-0489 fax5950-0803

応募のきまり

- 参加資格 池袋南地区（南池袋二丁目1～15、36～46、49、南池袋三丁目の全域と雑司が谷三丁目の全域）で土地や建物を持っている方、住んでいる方、営業している方、関係町会の方
平成16年5月31日
- 締め切り
- 申込方法 郵便またはFAXでお申し込みください。そのさい、下記の事項をお知らせください。
- 必要事項 住所・氏名・年齢・電話番号・職業・性別・参加される動機

不燃化促進
事業終了

雑司が谷の二十年

不燃化促進事業の20年

雑司が谷墓地周辺地区で、広域避難場所である墓地の安全性を高めるために都市防災不燃化促進事業が開始されたのは昭和59年（1984年）のこと。早いものであれから20年の歳月が過ぎました。事業はこの3月で終了します。

この間に地区では171棟の建物が助成を受けて建替えられました。耐火率（燃えない建物の割合）も、1984年には11.1%だったものが、2003年には35.8%まで上昇し、ゆるやかな歩みながら安全性は確実に向上しました。目標は70%ですが、一定の成果をあげたと考えられます。

まちづくりの20年

雑司が谷の20年は、まちづくりの20年でもあります。不燃化促進事業に先立ち、雑司が谷墓地周辺地区不燃化促進協議会が組織されました。以来22年。途中で名称を雑司が谷地区まちづくり協議会と変更しましたが、一貫して地区のまちづくりに取り組んできました。この協議会は区内でも、最も歴史のある協議会となっています。

その後、東通り沿道街づくり協議会、環5の1沿道まちづくり協議会、池袋南地区防災まちづくりの会、緑のこみちの会が作られ、それぞれのテーマでまちづくりに取り組んでいます。

まちづくりの成果

雑司が谷まちづくり協議会が残してきた足跡は、ソフト・ハードの両面で広範囲に及びます。施設の整備では、東通りの拡幅整備と墓地万年塀の生垣化が実現したことが最も大きな成果としてあげられます。この整備によって、墓地への避難が容易になり、また墓地廻りでは雑司が谷にふさわしい景観が生まれました。

これらをはじめとするまちづくりの成果は、豊島区や東京都に対する協議会からの提案によって実現しました。それは池袋南地区の防災まちづくりに引き継がれています。



	昭和57年度 (1982)	昭和58年度 (1983)	昭和59年度 (1984)	昭和60年度 (1985)	昭和61年度 (1986)	昭和62年度 (1987)	昭和63年度 (1988)	平成元年度 (1989)	平成2年度 (1990)	平成3年度 (1991)	平成4年度 (1992)	平成5年度 (1993)	平成6年度 (1994)	平成7年度 (1995)	平成8年度 (1996)	平成9年度 (1997)	平成10年度 (1998)	平成11年度 (1999)	平成12年度 (2000)	平成13年度 (2001)	平成14年度 (2002)	平成15年度 (2003)	
事業																							
協議会																							
主な成果																							
社会の主なできごと																							